

給与の適正化について

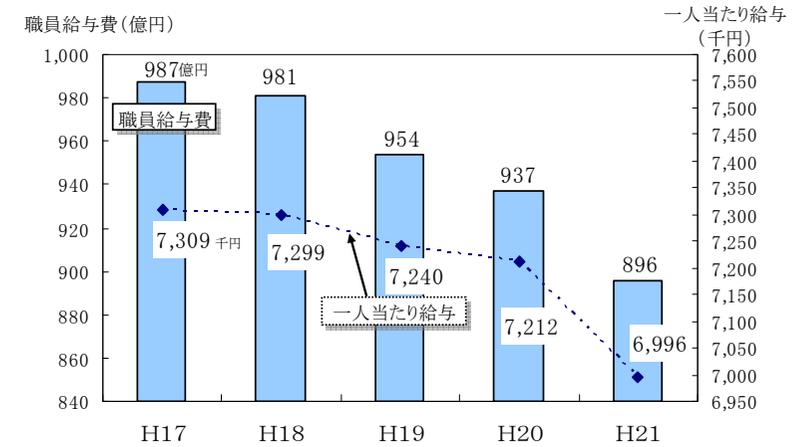
- 1 一般職の給与の状況 … P 1
- 2 行政委員の報酬の状況 … P 3

1 一般職の給与の状況

(1) 職員給与費の状況 (普通会計決算見込)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 21年度	人 12,815	千円 57,261,658	千円 10,391,846	千円 21,994,569	千円 89,648,073	千円 6,996

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

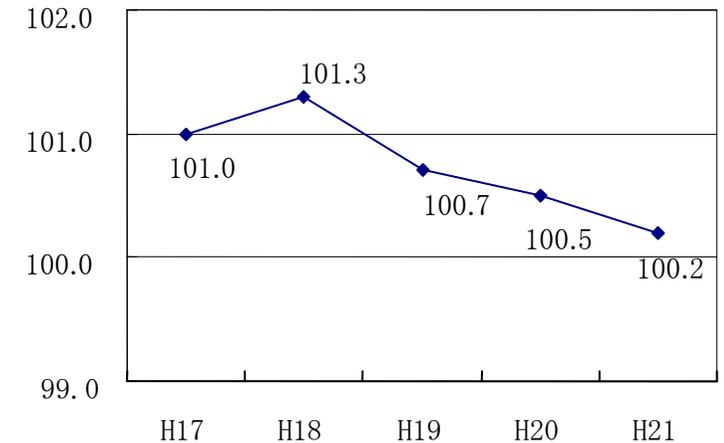


(2) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況 (平成22年4月1日現在)

【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
福井県	42.9歳	342,943円	412,450円

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100.0とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 給与改定の状況

職員の給与については、毎年、民間給与の実態を踏まえて行われる人事委員会の勧告に基づき、社会経済情勢や財政状況などを勘案して改定を行います。

【参考】

- ・地方公務員法第14条（情勢適応の原則）
 - 1 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。
 - 2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。
- ・地方公務員法第24条第3項（均衡の原則）

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

① 給与月額

区分	人事委員会の勧告				(参考) 人事院勧告 (改定率)
	民間給与 A(※1)	公務員給与 B(※1)	較差 A-B	勧告 (改定率)	
平成 21年度	376,775円	377,703円	△928円 (△0.25%)	△0.25%	△0.22%
平成 22年度	376,266円	377,012円	△746円 (△0.20%)	△0.20%	△0.19%

(※1)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 期末・勤勉手当

区分	人事委員会の勧告					(参考) 人事院勧告	
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 C (改定月数)	年間支給月数 B-C	勧告 (改定月数)	年間支給月数
平成 21年度	4.13月	4.50月	△0.37月	△0.35月	4.15月	△0.35月	4.15月
平成 22年度	3.97月	4.15月	△0.18月	△0.20月	3.95月	△0.20月	3.95月

2 行政委員の報酬の状況

(1) 本県の状況

区 分		報酬月額	人数	委員報酬の全国順位
教育委員会の委員	委員長	170,000円	1人	月額報酬42団体のうち41位 (低い方から2番目)
	委員	160,000円	4人	
選挙管理委員会の委員	委員長	150,000円	1人	月額報酬39団体のうち37位 (低い方から3番目)
	委員	140,000円	3人	
監査委員	常勤監査委員	610,000円 (549,000円)	1人	月額報酬47団体のうち35位 (低い方から12番目)
	識見委員	320,000円	1人	月額報酬41団体のうち10位 (低い方から32番目)
	議会委員	120,000円	2人	月額報酬42団体のうち23位 (低い方から18番目)
人事委員会の委員	委員長	170,000円	1人	月額報酬41団体のうち40位 (低い方から2番目)
	委員	160,000円	2人	
公安委員会の委員	委員長	170,000円	1人	月額報酬44団体のうち43位 (低い方から2番目)
	委員	160,000円	2人	
労働委員会の委員	会長	170,000円	1人	月額報酬40団体のうち38位 (低い方から3番目)
	会長代理	165,000円	1人	
	公益委員	160,000円	3人	
	その他委員	140,000円	10人	

※教育委員会の委員のうち、教育長は除く。

※常勤監査委員の報酬月額の下段の()は減額後の報酬月額。

区 分		報酬日額	人数	委員報酬の全国順位
収用委員会の委員	委員長	14,000円	1人	日額報酬13団体のうち12位 (低い方から2番目)
	委員	13,000円	6人	
海区漁業調整委員会の委員	委員長	14,000円	1人	日額報酬11団体のうち11位 (低い方から1番目)
	委員	13,000円	16人	
内水面漁業管理委員会の委員	委員長	14,000円	1人	日額報酬19団体のうち13位 (低い方から6番目)
	委員	13,000円	9人	

(2) 全国の状況 (平成22年11月1日現在)

全ての委員会について日額	1団体	<u>静岡県</u>
全ての委員会について月額と日額を併用	2団体	<u>青森県</u> 、 <u>熊本県</u>
一部の委員会について月額と日額を併用	1団体	<u>秋田県</u>
一部の委員会について日額	19団体	<u>北海道</u> 、 <u>茨城県</u> 、 <u>栃木県</u> 、 <u>群馬県</u> 、 <u>埼玉県</u> 、 <u>東京都</u> 、 <u>神奈川県</u> 、 <u>新潟県</u> 、 <u>富山県</u> 、 <u>福井県</u> 、 <u>山梨県</u> 、 <u>長野県</u> 、 <u>岐阜県</u> 、 <u>滋賀県</u> 、 <u>京都府</u> 、 <u>奈良県</u> 、 <u>鳥取県</u> 、 <u>愛媛県</u> 、 <u>大分県</u>
全ての委員会について月額	24団体	<u>岩手県</u> 、 <u>宮城県</u> 、 <u>山形県</u> 、 <u>福島県</u> 、 <u>千葉県</u> 、 <u>石川県</u> 、 <u>愛知県</u> 、 <u>三重県</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>兵庫県</u> 、 <u>和歌山県</u> 、 <u>島根県</u> 、 <u>岡山県</u> 、 <u>広島県</u> 、 <u>山口県</u> 、 <u>徳島県</u> 、 <u>香川県</u> 、 <u>高知県</u> 、 <u>福岡県</u> 、 <u>佐賀県</u> 、 <u>長崎県</u> 、 <u>宮崎県</u> 、 <u>鹿児島県</u> 、 <u>沖縄県</u>
計	47団体	

※下線の団体は21年度以降に日額支給へ改正した団体(12団体)